

第33回宮城県地方港湾審議会議事録

日時 平成23年11月30日（水）
午後2時
場所 宮城県行政庁舎4階
特別会議室

第33回宮城県地方港湾審議会議事録

1 開催年月日及び場所

平成23年11月30日（水）午後2時から3時40分まで
宮城県行政庁舎4階 特別会議室

2 出席者の職名及び氏名

- | | |
|--|-------|
| ・東北工業大学教授 | 稲村 肇 |
| ・東北大学大学院教授 | 田中 仁 |
| ・東北大学大学院教授 | 西村 修 |
| ・東北学院大学教授 | 柳井 雅也 |
| ・(社)日本船主協会港湾物流専門委員会幹事会幹事
(社)日本船主協会港湾物流専門委員会委員 湊 哲哉代理) | 山脇 俊介 |
| ・東北内航海運組合理事長 | 湯村 健介 |
| ・東北旅客船協会会長 | 佐藤 昭夫 |
| ・東北港運協会
(東北港運協会副会長 佐藤 勲代理) | 秋葉 博 |
| ・仙台湾水先区水先人会会長 | 金澤 龍夫 |
| ・宮城県漁業協同組合経営管理委員会会長 | 菊地 伸悦 |
| ・全日本海員組合東北地方支部次長
(全日本海員組合東北地方支部支部長 高橋 雅幸代理) | 石森 敏晃 |
| ・仙台市都市整備局総合交通政策部長
(仙台市長 奥山 恵美子代理) | 岩崎 裕直 |
| ・石巻市長 | 亀山 紘 |
| ・塩竈市長 | 佐藤 昭 |
| ・気仙沼市建設部参事
(気仙沼市長菅原 茂代理) | 金野 孝 |
| ・横浜税関仙台塩釜税関支署次長
(財務省横浜税関長 宗永 健作代理) | 青木 賢博 |
| ・東北経済産業局産業部産業振興課長
(経済産業省東北経済産業局長 豊國 浩治代理) | 木村 研一 |
| ・東北運輸局交通環境部長
(国土交通省東北運輸局長 清谷 伸吾代理) | 田口 昭門 |
| ・東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長
(国土交通省東北地方整備局長 徳山 日出男代理) | 諸星 一信 |
| ・宮城海上保安部長 | 青山 英樹 |
| ・宮城県土木部技監兼次長
(宮城県土木部長 橋本 潔代理) | 佐藤 敬 |

3 議題

(1) 報告

第32回宮城県地方港湾審議会議案の処理について

(2) 審議

議案第1号 石巻港港湾計画の軽易な変更について

4 審議経過の概要

(1) 開会

審議会を公開とすることについて事務局から確認がなされた。

(2) 挨拶

宮城県土木部佐藤技監兼次長から挨拶があった。

(3) 会議成立の確認

事務局から、委員総数24名中出席21名、うち本人出席11名、代理出席10名で過半数の定足数に達しており、宮城県地方港湾審議会条例第7条第2項及び同運営規則第6条第4項の規定により、本審議会が成立していることが報告された。

(4) 会長選出

須田委員の逝去に伴う後任の会長について審議会に諮り、東北工業大学教授稲村委員が会長に選出された。

(5) 会長職務代理者の指名

宮城県地方港湾審議会条例第6条第3項の規定により、宮城県土木部長橋本委員が会長職務代理者に指名された。

(6) 議長選出

宮城県地方港湾審議会条例第7条第1項の規定により、稲村会長が議長となった。

(7) 議事録署名人の指名

東北内航海運組合の湯村委員、宮城県漁業協同組合の菊地委員が指名された。

(8) 議事

イ 報告

第32回宮城県地方港湾審議会議案の処理について

事務局から、第32回宮城県地方港湾審議会議案の内容及びその後の経過等が報告された。

(質疑なし)

ロ 審議

議案第1号 石巻港港湾計画の軽易な変更について

事務局から、議案第1号石巻港港湾計画の軽易な変更について、議案書及び資料により説明がなされた。

<議長 稲村会長>

平成23年11月25日に開催された第39回幹事会での議案第1号の審議結果について、幹事会の議長を務めた宮城県土木部技監兼次長の佐藤幹事から御報告をお願いします。

<佐藤幹事>

第39回幹事会におきまして、本議案について審議を行いましたところ、原案のとおり適当であるとの結論に達しましたことを御報告いたします。

<議長 稲村会長>

それでは第1号議案につきまして、御意見・御質問等がございますか。

<議長 稲村会長>

資料3の5ページに、瓦礫処理に関する図面が出ており、今回新たに10ヘクタールを予定しているということですが、瓦礫処分の対象になったのはこの赤い丸がついているところですね。ただその他に、左側緑の斜線が入っている海面処分活用用地9.7ヘクタールがあるわけですが、これには手をつけないということでしょうか。

<事務局>

ご指摘がありました参考資料3の5ページ目につきましては、従来この右側の図面の左側で緑地の部分を海面処分用地として位置づけておりました。両方埋め立てをしますと、約200万立方メートル位の処理用地が出てきますが、現在、石巻ブロックの廃棄物処理については県外処分を基本としており、環境サイドの方と協議したところ、100万立方メートル位で、石巻ブロックの二次処分を確保できるということでしたので、埠頭用地の方が仮閉めきりする延長も短いこともあり、費用的にも少なくて間に合う12メートル岸壁の背後を海面処分活用用地として位置づけようとしたものでございます。

<議長 稲村会長>

わかりました。100万立方メートルで当面は充分ということですね。緑地などの方が、加重が少なくなると思ったのですが、護岸が短くてすむということは非常に魅力的なので、それはそれで結構ではないかと思えます。

<議長 稲村会長>

他にいかがですか。

(意見なし)

<議長 稲村会長>

よろしいでしょうか。とくにご意見がないようですが、それでは、議案第一号につきまして、は原案のとおり適当であると宮城県知事あて答申したいと思えますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<議長 稲村会長>

それでは、異議なしということですので、原案通り適当であるとして答申することにいたします。

(9) その他

イ 東日本大震災からの港湾の復旧・復興状況について

事務局から、東日本大震災からの港湾の復旧・復興状況について説明があった。

<議長 稲村会長>

事務局からの説明に対して、御質問、御意見等がございましたら、お願いします。

<塩竈市長 佐藤昭委員>

震災後、早急に航路の開削を行っていただいたこともあり、お陰様で3月21日に2千トン級のタンカーが入港し、地域全体の燃料不足を解消につながりました。感謝申し上げます。

一方、暫定的な航路の開削は進んでいるものの、依然として瓦礫類や、車両、船舶等が航路を塞いでいるのではないかと懸念しております。その点については、港湾管理者としてどのように抜本的な取り組みを行っているのかについてお話しいただきたい。

<事務局>

離島への航路や漁業用施設の水域について、瓦礫の処理等を行っております。また、航路から外れた箇所についても瓦礫の処理が必要な箇所があるのではないかと指摘を国から受けており、特に、台風時に航路の支障となることも考えられることから、どのようにするかについて相談しています。航路外の処理については、第一歩を踏み出したところです。

<議長 稲村会長>

航路内については、完了しているということによろしいでしょうか。

<事務局>

撤去は完了し、必要水深は確保されております。

<議長 稲村会長>

高砂埠頭についてもクレーンが修繕されれば問題ないということですね。

航路外の場合であっても、港湾区域内であれば管理責任はあることになるので、引き続き御検討いただきたい。

<議長 稲村会長>

その他に、御質問、御意見等はございませんか。

<東北大学大学院教授 西村委員>

震災瓦礫の処理については、3年以内に行うとのことですが、速やかに進めることは非常に大事なことです。特に、石巻については大量に瓦礫が発生していますが、最終処分の問題については非常に難しい面もありますが、積極的に行っていただきたい。

震災瓦礫については、環境に問題が生じないように進めることが重要であることから、処理に際しては関係機関と協議するなど、港湾管理者として重要な役割を果たしていただきたい。

<議長 稲村会長>

震災瓦礫の処理について、コメントを頂いたということにしたいと思います。

<議長 稲村会長>

その他に、御質問、御意見等はございませんでしょうか。

<仙台湾水先区水先人会会長 金澤委員>

航路に関する瓦礫処理の状況については、先ほど説明がありましたが、処理等に伴い航路水深が変わった場合には、出来るだけ早く海図の情報に反映させていただきたい。

<宮城海上保安部長 青山委員>

震災後、仙台塩釜港及び石巻港で測量を実施し、その結果については、随時提供している。

<議長 稲村会長>

当局でも順次、情報提供を行っており、また航路部分については航行には支障がないということですので、関係者間で調整しながら進めていただきたい。

ロ 仙台塩釜港・石巻港・松島港の統一体化について

事務局から、仙台塩釜港・石巻港・松島港の統一体化について説明があった。

<議長 稲村会長>

ただ今の事務局からの説明に対し、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

<議長 稲村会長>

資料の1ページ目に他港における港湾区域の直線距離について記載があり、仙台塩釜港と石巻港は25kmとあります。例えば、北九州港は、新門司から響灘まで40kmから50kmはあると思います。仙台塩釜港と石巻港が決して遠いわけではないことを示すためにも含めて記載してもよかったのではないかなと思います。

<議長 稲村会長>

このようなことで、港湾の統合一体化は順調に進んでいるということでございます。
せつかくの機会ですので、他に御質問、御意見等はございませんでしょうか。

(意見なし)

<議長 稲村会長>

それではないようですので、以上をもちまして本日の議事の一切を終了させていただきます。
議員の皆様には、慎重な御審議をいただきありがとうございました。

5 議決内容

議案第1号について、原案のとおり適当であると宮城県知事あて答申することについて異議なく承認された。

宮城県地方港湾審議会運営規則第5条の規定による議事録として適当であることを認め、署名押印する。

第33回宮城県地方港湾審議会

議事録署名人
